

阿賀野市学校給食用物資納入業者登録制度 登録申請の手引き（令和７・８年度用）

1. 阿賀野市学校給食用物資納入業者登録制度について

これまで阿賀野市立学校等における学校給食食材の購入は、各学校長等が「私会計」として管理する学校給食費より支払われておりましたが、令和７年度からは、学校給食費の「公会計化」を行い、阿賀野市が管理する阿賀野市歳出予算から食材購入を行います。

このことに伴い、阿賀野市として、子どもたちのために安全安心な学校給食食材を調達するとともに、公平公正で透明性の高い業者選定を行うために、学校給食用物資の納入業者登録制度を定めます。

令和７年度以降に阿賀野市立学校等への給食用物資の納入を希望する事業者の皆様は、阿賀野市学校給食用物資納入業者登録をしていただく必要があります。

（登録の例外）

以下の食材については、制度対象外とし、業者登録を不要とします。

- ・地産地消の推進を目的とした市内農産物生産者等が一時的に納入する農産物等
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設から購入する食材

2. 登録の資格要件

次の全てを満たすものとします。

- （１）学校給食の意義、役割を理解し、食品に関する法律及びその他の関連法令等を遵守していること。
- （２）学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給でき、仕入れ又は製造加工能力並びに指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有し、不測の事態において誠実かつ迅速に対応できること。
- （３）食品衛生法に基づく許可・届出を要する者については、食品衛生責任者を設置し、HACCP に沿った衛生管理に取り組んでいること。
- （４）随時の立ち入り検査等を行う場合は、速やかに応じることができること。
- （５）次のいずれにも該当していない者であること。

ア 地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号に掲げる者に該当しない者

(契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項(施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により、阿賀野市の競争入札への参加資格がない者

ウ 暴力団、暴力団員又は暴力団員等との関係を有しており、教育委員会が不適格であると認める者

3. 登録の流れ

(1)申請様式等を阿賀野市ホームページからダウンロードしてください。ホームページからのダウンロードが困難な場合は、学校教育課教育総務係から受け取ってください。

(2)『阿賀野市学校給食用物資納入業者登録(変更)申請書(第1号様式)』に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、学校教育課教育総務係(笹神支所2階)へ提出してください。

(3)学校教育課は、提出書類を受領後、書類の内容を審査します。不明な点があれば、申請者に確認することがあります。また、明白かつ軽微な誤字・脱字等はご連絡せずに修正させていただきますので、御了承ください。

(4)審査の結果については、令和7年2月中旬頃に通知いたします。

※申請の手続きにあたっては、誤りや記入漏れがないよう注意してください。申請事項及び添付書類に虚偽があった場合は、登録を抹消することがあります

4. 納入先調理場

	調 理 場 名	住 所
1	安田学校給食センター	阿賀野市 福永910-1
2	京ヶ瀬学校給食センター	阿賀野市 姥ヶ橋750
3	市立水原小学校	阿賀野市 岡山町4-35
4	市立笹岡小学校	阿賀野市 山崎1443-1
5	市立神山小学校	阿賀野市 山倉107
6	市立水原中学校	阿賀野市 学校町9-9
7	市立認定こども園京ヶ瀬幼稚園	阿賀野市 緑岡129-1

※市立笹岡小学校は令和7年度末で自校調理方式を終了し、センター調理方式へ移行するため、令和8年度からの納入はありません。

5. 提出書類

- ・阿賀野市学校給食用物資納入業者登録（変更）申請書
（添付書類）

1	業務経歴書類	任意様式です。事業パンフレット等を提出してください。ない場合は、事業経歴書（雛形）を参考にしてください。
2	営業許可証の写し	食品衛生法に基づく営業許可を要する事業者のみ提出してください。 各学校及び学校給食センターに給食用物資を納入する食材に係るすべての許可証の写しを提出してください。
3	食品衛生責任者資格者証の写し	食品衛生法に基づく営業の届出を要する事業者のみ提出してください。
4	仲卸章または参加章の写し	青果物の事業者で、新潟中央卸売市場における仲卸業者または売買参加者の場合のみ提出してください。
5	（法人の場合）直前営業年度に係る本市の市税の納税証明書	本市に営業所を有しない者にあたっては、法人税の納税証明書を提出してください。
6	（個人の場合）本市の納税証明書	本市に住所を有しない者にあっては、所得税の納税証明書を提出してください。
7	消費税及び地方消費税の納税証明書	未納の税額がないことの証明（その3様式）を提出してください。
8	給食用物資の納入に関する調べ	食肉類及び青果物の事業者のみ提出してください。

※添付書類 5～7 については、すでに本市の入札参加資格を有している場合は不要とする。

6. 申請期間

令和7年1月6日(月)から令和7年1月31日(金)まで(必着)

※持参の場合は、午前9時から午後5時まで(土日・祝日を除く)に提出してください。

※上記期間は定期申請期間であり、この期間以外でも随時、申請を受け付けます。

7. 提出先

〒959-1919 阿賀野市山崎77番地

阿賀野市役所 笹神支所 2 階

阿賀野市 教育委員会 学校教育課 教育総務係

電話 0250-62-2790 FAX 0250-63-2115

e-mail gakkokyoiku@city.agano.niigata.jp

8. 登録者の取り扱い

登録が認められた方は、「令和7・8年度阿賀野市学校給食用物資納入業者登録名簿」に登録されます。業者登録名簿は、阿賀野市学校教育課から各学校・学校給食センターに提供されます。

名簿に登録された方は、阿賀野市と「学校給食用物資納入基本契約書」を締結しますが、食材発注を約束するものではありませんのでご了承ください。

なお、食材発注に係る見積品等の提供に要する費用は、見積者の負担となります。学校給食用物資の発注は、阿賀野市立の小学校、中学校及び学校給食センターが行います。

9. 名簿の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

※随時申請の場合は名簿登載日から令和9年3月31日まで

※「学校給食用物資納入基本契約書」の契約期間については、令和7年4月1日（随時申請の場合は契約日）から令和8年3月31日までとなります。

10. 登録内容の変更について

名簿登載後、登録内容に変更が生じたときは、『阿賀野市学校給食用物資納入業者登録(変更)申請書』を改めて提出してください。

当初申請申込した際の添付書類に変更が生じた場合には、変更が生じた書類の写しも合わせて提出してください。

11. 登録の廃止について

名簿登載後、営業を廃止若しくは休止するときは、事前に『廃業等届出(第3号様式)』に必要事項を記入し、速やかに学校教育課教育総務に提出してください

12. 登録の取消しについて

以下のいずれかに該当する場合は、登録名簿から登録を抹消する場合があります。

- (1)登録の資格要件を満たしていない場合
- (2)登録申請に当たり、虚偽の申請をしたことが発覚した場合
- (3)申請書の誓約内容を遵守することができない場合
- (4)登録内容に変更が生じた際、変更の届出を行わなかった場合
- (5)廃業等届出の提出があった場合
- (6)その他学校給食の運営に著しく適正を欠くと認められる場合

13. 登録の更新について

登録期間満了後も学校給食用物資の納入を希望する業者は、有効期間終了前に改めて登録申請が必要となりますので、ご注意ください。

なお、次期の登録申請に関する情報については、令和8年度にホームページ等でお知らせする予定です。

14. 食材見積・発注から納品・請求の流れについて

食材選定にあたっては、学校教育課または各学校・給食センター（以下、調理場）から食材の見積依頼があります。指定された期日までに見積をご提出ください。

食材選考を行った後、これまでどおり各調理場が食材発注を行います。指定された期日に物資の納入を行ってください。

請求は月末締めとして、納品した調理場ごとに請求書を提出してください。なお、請求書の宛名は「阿賀野市長（調理場名）」としてください。